

医療事故調査制度初期対応簡単ガイド

1 患者様の死亡発生！

先ず遺族への通常の説明 簡単に判る範囲で説明し、後で死亡に至った経緯等については詳しく説明する旨を伝える。

2 事故調査制度に基づく報告対象か？

- (1) 個人診療所の場合には、医師（管理者）が状況把握のうえで判断する。
- (2) 病院等では、医療安全委員会を開催して、報告事例に該当するか判断する。

3 報告すべきかはっきりしない・・・

県医師会事務局又は医療事故調査・支援センター（調査・支援センター）に相談する。（電話番号は下記）
県医師会は、相談連絡があった時点で、県医師会医療事故調査支援委員会（支援委員会）で対応する。
相談後、県医師会は報告対象事例であるかを回答するが、報告するかどうかの最終判断はあくまで管理者で、委員会の対応は助言までである。

4 一定の時間が経ってから(落ち着いてから)、詳しく説明

希望される場合は、支援委員会が説明時に立ち会い、遺族への説明支援を行う。

- (1) 医療事故調査・支援センターに発生報告しない場合：

患者様が死亡に至った経緯と原因について詳しく説明をする。

遺族の納得を得られるように判りやすい言葉を使う。

- (2) 医療事故調査・支援センターに発生報告する場合：

患者様が死亡に至った経緯と原因について詳しく説明し、今回の死亡が予期せぬ死亡事故であった旨を説明する。その後、医療事故調査制度の概要と医療事故調査・支援センターへの調査報告について分かりやすく説明する。

説明の要旨

- 1) 死亡の日時、場所、状況、など。
- 2) 院内調査委員会を設置して院内事故調査を行う。
この委員会は第三者性と専門性から外部委員(医師、看護師等)を加える。
調査は、死亡に至った原因を明らかにして、再発を防止することが目的である。
ただ、必ずしも全てで解明できるわけではない。
- 3) 事故の概要について、調査・支援センターに報告する。
- 4) 死亡に至る概要がまとまれば、調査・支援センターに報告する前に、遺族に説明する。
- 5) 予期せぬ死因が判明する場合もあることから、病理解剖・A i 等の承諾を得るよう努める
(遺族説明文書を用意しています)。管理者からの要望があれば、支援委員会が説明に同席致します。

5 医療事故と判断した場合

- (1) 管理者は、調査・支援センターに書面もしくはホームページ上で報告する。
- (2) 管理者判断のみで調査・支援センターに医療事故の報告を行った際は、初動調査や院内事故調査委員会設置の支援を受けるために、県医師会へも連絡する。

宮崎県医師会 0985-22-5118

【受付時間】平日の8時30分から18時、土曜日8時30分から12時30分の時間帯は、県医師会事務局で対応する。
時間外又は日曜祝日等、県医師会が対応できない場合は、国が指定した東京の医療事故調査・支援センター（下記）に連絡する。

医療事故調査・支援センター 03-3434-1110 (日本医療安全調査機構)

【受付時間】365日 24時間対応 <http://www.medsafe.or.jp/>